

船橋市教育委員会会議 3月定例会会議録

1. 日 時 令和8年3月26日(木)
開 会 午後 2時00分
閉 会 午後 3時07分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 教 育 長 松 本 淳
教育長職務代理者 小 島 千 鶴
委 員 朝 倉 暁 生
委 員 蓮 池 政 貴
委 員 大 塚 佳 子

4. 出席職員 教育次長 小 栗 俊 一
管理部長 鈴 木 寿 雄
学校教育部長 日 高 祐一郎
生涯学習部長 高 橋 伸 行
教育総務課長 醍 醐 紀 子
学務課長 長谷川 右
指導課長 内 野 義 孝
児童・生徒サポート室長 藤 宮 公 章
保健体育課長 春 日 淳
総合教育センター所長 小 川 欣 弘
社会教育課長 藤 井 好 実
文化課長 阿 部 健一郎
生涯スポーツ課長 石 山 公 唯
西図書館長 柴 山 和香子

5. 議 題
 - 第1 前回会議録の承認
 - 第2 議決事項
 - 議案第12号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
 - 議案第13号 船橋市教育委員会事務決裁規程及び船橋市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について
 - 議案第14号 令和8年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について

議案第15号 船橋市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第16号 船橋市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第17号 第四次船橋市子供の読書活動推進計画の策定について

議案第18号 船橋市文化財審議会委員の委嘱について

第3 臨時代理報告

報告第1号 職員の任免について

報告第2号 県費負担教職員の任免に関する内申について

報告第3号 職員の任免について

第4 報告事項

- (1) 船橋市立学校における働き方改革推進計画
- (2) 文化芸術活動支援補助金の新設について
- (3) 令和7年度船橋市特別支援教育推進大会合同発表会について
- (4) 令和7年度第61回教育研究論文について
- (5) 第39回ふなばし生涯学習フェアについて
- (6) 芝山まちかどスポーツ広場の開設について
- (7) 夏見町2丁目まちかどスポーツ広場の開設について
- (8) 2026船橋駅伝フェスティバルの実施報告
- (9) いじめ重大事態の認知に係る報告について
- (10) いじめの重大事態の調査結果に係る報告について
- (11) その他

6. 議事の内容

【教育長】

ただいまから教育委員会会議3月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認につきましてお諮りします。

2月5日に開催いたしました教育委員会会議2月定例会の会議録と3月6日に開催いたしました教育委員会会議臨時会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録につきまして承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、2名の方より申出がございました。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【教育長】

傍聴人の方にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合については、退室をお願いする場合もございますので、よろしくご協力ください。

それでは議事に入りますが、本日の案件は、議案第12号から議案第18号の議案7件、報告第1号から報告第3号の臨時代理報告3件、報告事項(1)から(11)の報告事項11件です。

議案第18号につきましては、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第1号に、報告事項(9)と(10)につきましては、同規則第12条第1項第3号に該当しますので、非公開といたします。

また、当該議案及び報告事項につきましては、傍聴人及び関係職員以外の職員には退席願いますことから、同規則第7条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、報告事項(11)の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第12号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第12号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

資料は、別冊1の3ページから5ページまでとなっており、改正理由につきましては、4月1日付の組織改編と分掌事務の見直しに伴うものでございます。

それでは、内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。

第9条第1項の表は、課及び係の設置について規定したのですが、今回、生涯学習部に放課後児童支援課を新たに設置し、同課に放課後ルーム管理係、放課後ルーム入所係、船っ子教室係を設置いたします。

これは、現在、市長事務部局の地域子育て支援課が所管している放課後ルームと、青少年課が所管している放課後子供教室の両事業が、いずれも学校を中心とした事業であり、一つの課において効率的な事務運営を目指すために、教育委員会に新たな課を設置して運営することとなったことにより規定するものです。

次に、第9条第2項の表は、課の中の室の設置について規定したのですが、今回、生涯スポーツ課の課内室として、高校総体運営室を新たに設置いたします。

これは、令和9年7月から全国高等学校総合体育大会南関東ブロック大会が行われることから、船橋市での競技開催に向けた準備及び運営を行うために設置するものでございます。

次に、第9条の2の表は、事業所の設置について規定したのですが、今回、市長事務部局から移管される放課後ルームについて、新たに教育委員会の事業所として規定するものです。

次に、第11条の部の分掌事務について、生涯学習部に、放課後等の児童の支援に関することを新たに規定いたします。

これは、放課後ルームの移管に伴い規定するものです。

次に、第14条の生涯学習部各課の分掌事務について、1点目に、青少年課から放課後子供教室に関することを削除いたします。

2点目に、新たに放課後児童支援課を追加し、放課後ルームに関する事、放課後児童健全育成事業に関する事、放課後子供教室に関する事の3つを分掌事務として規定いたします。

3点目に、新たに高校総体運営室を追加し、令和9年度全国高等学校総合体育大会の開催準備に関する事、令和9年度全国高等学校総合体育大会に係る各種事業の推進及び調整に関する事の2つを分掌事務として規定いたします。

次に、第15条の事業所の分掌事務について、新たに放課後ルームを追加し、放課後ルームの管理運営に関する事、放課後等における児童の健全育成に関する事の2つを分掌事務として規定いたします。

次に、第25条につきまして、園長及び園長代理の規定を追加いたします。

これは、今回事業所に追加する放課後ルームに園長を配置することから、新たに規定を追加するものでございます。

説明は以上でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がございましたが、何かご質問はございますでしょうか。

なければ、何かご意見はございますでしょうか。

(各委員意見、質問なし。)

それでは、議案第12号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第12号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第13号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第13号「船橋市教育委員会事務決裁規程及び船橋市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について」ご説明いたします。

資料は、別冊1の7ページから9ページまでとなります。

改正理由につきましては、放課後児童支援課の新設及び放課後ルームの移管並びに高校総体運営室の新設に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、はじめに船橋市教育委員会事務決裁規程の改正内容につきまして、新旧対照表をご覧ください。

第4条は専決事項について規定しておりますが、今回、放課後ルームが移管されることから、放課後ルーム園長を追加いたします。

また、これまで教育委員会事務局及び教育機関の室長につきまして、専決事項が定められていなかったところ、このたび高校総体運営室の新設に伴い、事務の執行体制の効率化を図るため、室長が専決できるよう併せて同条に室長を追加いたします。

なお、市長事務部局においては、かねてより室長の専決について規定されており、今回の改正により取扱いが一致することとなります。

次に、第11条の課長等が不在のときの代決について、第4条と同様に、放課後ルーム園長を追加いたします。

次に、別表第1は、教育長の決裁事項及び共通専決事項について定めておりますが、1、人事に関する事項の備考として、室長を追加し、2、文書その他に関する事項について、新たに備考として、文書に関する室長の専決事項について規定を追加いたします。

これにより、第4条の専決事項に対応して、具体的に室長が専決できる事項が規定されることとなります。

なお、専決できる内容としましては、人事に関する事項については、室の職員の休暇等の承認や時間外勤務の命令等、文書等に関する事項については、定例的または軽易な文書による照会等のうち、課長が指定したものとなります。

次に、別表第2は、教育長の決裁事項及び個別専決事項のうち教育委員会事務局の各課や教育機関における専決事項について定めておりますが、新たに放課後児童支援課を追加し、放課後子供教室の管理運営の決裁責任者を課長として規定いたします。

続きまして、船橋市教育委員会文書管理規程の一部改正につきまして、ご説明させていただきます。

内容につきまして、9ページの新旧対照表をご覧ください。

規程の別表において文書記号について規定しておりますが、今回、放課後児童支援課を追加し、文書記号を「教放」と規定いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がございました。

何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

(各委員意見、質問なし。)

それでは、議案第13号「船橋市教育委員会事務決裁規程及び船橋市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第13号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第14号について、指導課、説明願います。

【指導課長】

議案第14号「令和8年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について」ご説明いたします。

資料は、本冊の5ページからとなります。

令和9年度に使用する教科用図書の選定に当たりましては、教育委員会が行う教科書採択業務を公正かつ適正に遂行するために教科用図書の調査研究を行うとともに、その選定に関して、教育委員会に報告する機関が必要となります。

この機関を設置するために、船橋市教育委員会組織規則第3条第15号に基づき、令和8年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱を制定する必要がありますので、議案第14号としてご審議いただきたく、お願い申し上げます。

要綱の主な内容といたしましては、第1に、選定委員会は、保護者代表1名を含む7名の委員で構成し、学校教育部長を委員長とする会であるということです。

第2に、選定委員会の下部組織として、教科用図書の具体的な内容について調査研究をする専門調査員会を設けるということです。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に基づき、令和8年度の小学校使用教科書につきましては、令和5年度に採択された教科書を使用します。中学校使用教科書につきましては、令和6年度に採択された教科書を使用します。

また、特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科書のうち、学校教育法附則9条本については、毎年度調査研究及び選定を行っております。令和8年度は、特別支援学級及び特別支援学校で使う附則9条本の採択をするため、特別支援教育の種目に専門調査員会を設置して調査研究を行い、選定資料を作成します。その後、選定委員会における審議を踏まえて、教育委員会会議で最終決定を得たいと考えております。

専門調査員会の人数ですが、別表1にありますように、3名の専門調査員を委嘱します。調査員長には、調査結果についての資料作成を依頼し、選定委員会に報告することになります。

また、以前、教科書会社と学校職員等の関わりが問題となり、文部科学省初等中等教育局長から教科書採択における公正確保の徹底等についての通知が毎年届いております。そこで昨年度同様に静ひつな環境を保つとともに、公正性、透明性に細心の注意を払い、適切な教科書採択事務を進めてまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

【教育長】

ただいま説明がございました。

何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(各委員意見、質問なし。)

それでは、議案第14号「令和8年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第14号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第15号について、保健体育課、説明願います。

【保健体育課長】

議案第15号「船橋市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

資料は、別冊1の11ページからとなります。

国は、令和8年度から学校給食費の負担軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援を行うものとしたため、本市は当該制度を活用し、市立小学校及び特別支援学校小学部の学校給食を無償化いたします。

また、第3子以降の学校給食無償化に対する補助事業マニュアルの中で、市町村が行う扶養状況の確認方法の記載を更新しました。

これらに係る改正点になります。まず、小学校給食無償化への対応です。

11ページの新旧対照表を中心に説明いたします。

学校給食費は、平成27年度以降単価を据え置いてまいりましたが、本則の改正後は、学校給食費の1食当たりの単価に、令和8年度の物価高騰分を足した額に改めました。

続いて、12ページの附則の2項になります。

先ほども申し上げましたが、令和8年度より市内市立小学校及び特別支援学校小学部の給食無償化が実施される予定ですので、単価を「0円」にします。

ただし、中学校、特別支援学校中等部は、改正前の額に据え置きます。

次に、13ページ、3項になります。

既存の制度が優先される生活保護や教育扶助と特別支援教育就学奨励費による支援を受けている児童生徒は、改正後の本則の単価を適用します。

続いて、4項になります。

教職員及び学校関係者は、改正前の単価に据え置きます。

最後に、第3子以降無償化事業の申請様式についてです。

14ページをご覧ください。

申請書の様式に扶養事実申立て欄を設けるとともに、書類不備発生時の連絡用にE-mail欄を追加し、15ページには、県のマニュアルの改正に基づき、3人以上の児

童生徒を扶養している事実を保護者本人が証明する欄をそれぞれ追加するものです。
説明は以上です。

【教育長】

ただいま説明がございました。
何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(各委員意見、質問なし。)

それでは、議案第15号「船橋市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。
ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。
議案第15号については、原案どおり可決いたしました。
続きまして、議案第16号について、西図書館、説明願います。

【西図書館長】

議案第16号「船橋市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。

資料は、本冊11ページからとなります。

二和東市有地活用事業の一環で、北図書館の駐車場及び駐輪場を移設するに当たり、新しい駐車場については24時間利用可能なコインパーキングを導入し、利用料の有料化を行う予定でございます。

このため所要の定めをする必要があるための船橋市図書館条例の一部を改正する条例につきましては、令和8年2月の教育委員会においてご審議をいただいたところでございます。その概要につきましては、資料の19から20ページにございます。

このたびの船橋市図書館条例施行規則の一部を改正する規則につきましては、船橋市図書館条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためのものでございます。

内容といたしましては、11ページ、改正後の欄にありますとおり、駐車場の供用の休止及び供用時間の変更、入出庫の取扱時間、12ページにありますとおり、無料とする時間、そして、17ページの第8号様式、これらを新たに規定するものでございます。

なお、第1号様式及び第3号様式につきましては、法人または団体の名称、代表者の氏名の押印欄を今回の規則の一部改正に併せて廃止するためのものがございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がございました。

何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(各委員意見、質問なし。)

それでは、議案第16号「船橋市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第16号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第17号について、西図書館、説明願います。

【西図書館長】

議案第17号「第四次船橋市子供の読書活動推進計画の策定について」ご説明申し上げます。

資料は、本冊の21ページから26ページでございます。

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、「子供が読書の楽しさに気づき、自ら読書を楽しむことのできる環境づくり」を目的とする第四次船橋市子供の読書活動推進計画につきましては、令和7年教育委員会会議12月定例会で素案を、令和8年2月定例会ではパブリックコメントの結果をご報告させていただきました。計画の内容につきましては、当初素案から本文の変更はございません。

本計画は、4月1日施行を予定させていただいており、23ページからの概要版も配布する予定でございます。

第四次船橋市子供の読書活動推進計画の策定につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(各委員意見、質問なし。)

私から1点だけ。この推進計画の概要版を配布するという事なんですが、学校等に配布するのですか。それとも置いておくという形ですか。

【西図書館長】

概要版、本冊を併せまして、各学校及び関係機関に送付させていただきたいと考えております。

【教育長】

そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第17号「第四次船橋市子供の読書活動推進計画の策定について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第17号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、臨時代理報告に入ります。

報告第1号について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

報告第1号「職員の任免について」でございます。

資料は、別冊2の3ページから5ページまでとなります。

本来、主幹以上の事務局職員及び教育機関の長の任免に当たっては、教育委員会会議において議決を得るものでございますが、内示日程等の関係で会議を招集するいとまがございませんでしたので、船橋市教育委員会組織規則第3条の2第1項の規定により、教育長の臨時代理にて決裁し、今回のご報告となります。

それでは、別冊2の3ページをご覧ください。

まず、1、令和8年3月31日付で役職定年となる職員でございます。高橋伸行生涯学習部長を含め6名でございます。

次に、2、令和8年3月31日付で普通退職する職員でございます。金子恭将東部公民館長を含め4名でございます。

次に、3、令和8年4月1日付で県費負担教職員として任用されるため、令和8年3月31日付で退職する職員でございます。日高祐一郎学校教育部長を含め4名でございます。

次に、4、令和8年4月1日付で昇任または配置換えする職員でございます。学務課長の長谷川右を学校教育部長とするのを含め12名が変更となっております。

次に、5、令和8年4月1日付で市長事務部局等へ出向する職員でございます。社会教育課長の藤井好実を含め4名でございます。

次に、6、令和8年4月1日付で市長事務部局から転任する職員でございます。障害福祉課長の安藤達也が社会教育課長へ転任するのを含め13名の転任でございます。

最後に、7、令和8年4月1日付で県費負担教職員から任用する職員でございます。若松中学校長の山崎貴光が学務課長へ任用となるのを含め2名の任用となります。

報告は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは続きまして、報告第2号について、学務課、報告願います。

【学務課長】

報告第2号「県費負担教職員の任免に関する内申について」ご報告申し上げます。

令和7年度末の管理職の異動でございますが、校長につきましては、資料別冊2、7から11ページになります。

小中学校での退職者が5名、暫定再任用管理職退職者が7名、役職定年が2名、行政等への転出者が4名となり、市内に47名の新たな校長が配置されます。47名の新たな校長のうち、再任の校長が4名、市内の新任校長が15名、再任用校長が9名、特例任用校長が11名となります。

補足といたしまして、特例任用校長と暫定再任用校長の取扱いの違いについて説明させていただきます。

管理監督職勤務上限年齢である60歳から定年に達するまでの期間に任用される校長を特例任用校長、定年以降、管理職として再任用される校長を暫定再任用校長として取り扱っております。

なお、管理監督職勤務上限年齢である60歳以降、管理職から降任し、定年延長を行

う校長については、役職定年として取り扱っております。

令和7年度末年齢が56歳以下の若い新任校長につきましては、14名となっております。

次に、教頭でございますが、資料は、別冊2、12から14ページになります。

退職者が2名、教頭から校長に昇任したものが7名、行政や他市等に異動したものが11名おります。

新任教頭は16名で、市内教諭等からの昇任が4名、県教委、他市等から転入教頭が12名となっております。

また、教頭の定数ですが、新たに八栄小学校が教頭複数配置となりましたので、全体で1名増となっております。

以上でございます。

【教育長】

ただいま説明がございましたが、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

(各委員意見、質問なし。)

それでは、続きまして、報告第3号について、学務課、報告願います。

【学務課長】

報告第3号「職員の任免について」ご報告申し上げます。

資料は、別冊2、14、15ページになります。

令和7年度末の市立船橋高等学校の教頭の任免でございますが、伊藤欣正が退職し、千葉県立八千代東高等学校への異動となります。代わりに、千葉県立八千代西高等学校より、和田純が新しい教頭として着任いたします。

以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がございました。何かご質問、ご意見等ございますか。

(各委員意見、質問なし。)

それでは、続きまして、報告事項にまいります。

報告事項(1)について、学務課、報告願います。

【学務課長】

報告事項（１）船橋市立学校における働き方改革推進計画についてご報告申し上げます。

資料は、別冊１になります。

令和７年６月に給特法等改正法が成立いたしました。教師が学びの専門職として子どもに全力で向き合えるようにするため、働き方改革を徹底して進める必要があり、教育委員会には、教師の服務監督権者として、業務量管理、健康確保措置実施計画の策定、公表、実行が定められました。

これに対して、千葉県教育委員会は、現行の学校における働き方改革推進プランを改定することになり、現行のプランは令和９年度から新プランとなります。

このことから、船橋市教育委員会におきましても、現行の船橋市立学校における働き方改革推進計画を改定することとしました。そして、千葉県教育委員会の新プランを参考に、令和９年度中に船橋市教育委員会の新計画を検討していきます。

今回の改定内容につきましては、取組の進捗を進めるために、具体的数値目標を増やしました。また、学校閉庁日として１月４日を加えることや、年休の取得日数、業務の持ち帰りについての調査を行い、実態を把握いたします。

この計画を実行し、教職員の総労働時間の短縮を図り、教職員の心身における健康の増進及び子どもたちに真に必要な教育活動を継続することができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

【朝倉委員】

ご説明いただき、ありがとうございました。

私も教員の端くれなので、この手のことはなかなか身につまされる問題だなと思っています。

この中にも、部活動の改革のお話であるとか具体的な話が幾つか、あとICTの活用等上がっていますが、なかなか時間数だけ減らせと言われても、多分皆さん心当たりがあるかとは思いますが、それだけだと難しいと思います。やはり中身の伴う具体的なメニューというか、その辺りは各先生方がこれだったら働き方改革ができるなという中身になるように、教育委員会の会議等でも、もし情報共有をさせていただけるのであれば、我々も今進めているような内容について共有することができると思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【教育長】

そのほかご意見ございますでしょうか。

(各委員意見、質問なし。)

それでは続きまして、報告事項(2)について、文化課、報告願います。

【文化課長】

報告事項(2)文化芸術活動支援補助金の新設について、文化課よりご報告させていただきます。

資料は、別冊1の31ページをご覧ください。

船橋市の文化芸術の振興に寄与すると認められる団体または個人の自主的な文化芸術活動を支援し、文化芸術活動の振興を図ることを目的に新たな補助金を創設します。

補助金には3つの区分があり、1つ目は、主催者の構成員以外も含め幅広い市民の参加が見込まれる事業、2つ目は、次世代の育成に資する事業、3つ目は、通例をしのぐ大規模事業が対象となります。

4月1日から募集を開始し、広報ふなばしのほか、市ホームページ、SNS等で周知を行い、5月15日まで受付をいたします。

なお、採択予定件数は、資料の表にある①と②の項目については、合計で10件、③につきましては1件の予定であり、有識者で構成される文化振興推進協議会の審査を経て、交付決定をする予定となっております。

文化課からの説明は以上です。

【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(各委員意見、質問なし。)

それでは、続きまして、報告事項(3)から(8)につきましては、定例の報告事項でございますので、説明を省略したいと思います。何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(各委員意見、質問なし。)

それでは、続きまして、非公開といたしております議案第18号の審議に入りますので、傍聴人の方はご退席願います。

(傍聴人退席)

【教育長】

それでは、議案第18号について、文化課、説明願います。

議案第18号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」、文化課長から説明後、審議に入り、全員意義なく原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、報告事項(9)、(10)の審議に入りますので、関係職員以外の方は退席願います。

(関係職員以外退席)

【教育長】

それでは、報告事項(9)について、指導課、報告願います。

報告事項(9)について、児童・生徒サポート室長より報告があった。

【教育長】

それでは、続きまして、報告事項(10)について、指導課、報告願います。

報告事項(10)について、児童・生徒サポート室長より報告があった。

それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後 3時07分閉会